

様式第 10 号 (第 34 条関係)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団 広域連合企業長 様

届出者 指 定 番 号 第 号

氏名又は名称

水道法第 25 条の 7 の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリカナ 氏名又は名称			
住 所			
フリカナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

・水道法(抜粋)

(変更の届出等)

第25条の七 指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。

・水道法施行規則(抜粋)

(変更の届出)

第34条 法第25条の七の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 法人にあつては、役員の氏名
 - 三 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2 第25条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあつた日から30日以内に様式第十による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。
- 一 前項第1号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあつては住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
 - 二 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、様式第二による法第25条の三第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記簿の謄本

(廃止等の届出)

第35条 法第25条の七の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、様式第十一による届出書を水道事業者に提出しなければならない。